

サラリーマン？増税

今年も昨年同様空梅雨かと思いきや、7月に入ってから梅雨らしいジメジメとした日々が続いております。この時期、夏バテしないようご自愛くださいませ。

さて、政府税制調査会(首相の諮問機関)が先日公表した個人所得課税の報告書は、給与所得者に対する増税色の強い内容となり、新聞各紙は「サラリーマン増税」と一斉に見出しを掲げました。ポイントを整理すると、

1. 給与所得控除の見直し
 2. 退職金課税の強化
 3. 配偶者控除の抜本見直し
 4. 子育て支援に税制優遇
 5. 譲渡所得を全面的に分離課税に
 6. 一時所得・不動産所得の廃止、年金所得の新設 他、
- となっています。

特に影響が大きいのは、1の給与所得控除の見直しです。現行税制では、給与所得者であってもスーツ代や交際費、新聞・書籍代などの経費がかかることを考慮し、個人事業者でいう「必要経費」と同様給与の収入金額に応じて一定の「概算経費」としての「給与所得控除」が控除されます。この控除金額はあまり知られていないのですが意外と大きく、例えば給与の年収が300万円の人で108万円(月額9万円)、年収が600万円の人では174万円(月額14.5万円)もの金額となります。よく、サラリーマンは税制上不公平といわれていますが、交通費や通信費は通常所属する会社が負担することを考えれば、支出の伴わない経費が無条件で収入から控除されているのは、逆に「優遇」されているという見方もあります。

総務省の「家計調査」によると年収1千万円のサラリーマンの年間の経費は合計で70万円位なので、給与所得控除額220万円は実際の経費の3倍もの控除額となります。財務省はここに目をつけ、控除額を圧縮するのは妥当と考えているようです。仮に、年収1千万円の平均的な家族の方が給与の収入金額から70万円しか控除できなかった場合、現行より所得税・住民税合わせて40万円位の増税となってしまいます。

一般的には、給与所得者＝サラリーマンと連想されますが、法人の経営者も実は給与所得者となります。つまり、法人の経営者は法人から「役員報酬」を毎月支給されますが、税務上「役員報酬」は給与所得に該当し、税務上はサラリーマンと同じ扱いになります。さらに、当の財務省の役人や税務署の職員などの国家公務員や地方公務員も給与所得者に該当しますので、給与に対する課税強化は報道されているような「サラリーマン」のみならず、経営者や公務員なども決して人事ではない相当広範囲の納税者に影響することになります。

現在でも、給与所得者の「実額経費」による申告というのは認められていますが、通勤費や転任費用など相当狭い範囲の「特定支出」に限定されているので、実際にこの規定を使って申告しているのは全国でわずか10人位しかいないのが実態です。改正の方向としては、この「実額経費」の枠を自己啓発費用などにも広げる代わりに、現在の「給与所得控除」として控除される「概算経費」を縮小することが予想され、事実上の大幅増税に持っていかうとするものと思われます。

2の退職金に対する課税強化も、もし実現すれば、今後数年間で「団塊の世代」が退職を控えていることから影響が大きいと思います。すでに決定された増税策でも、昨年「配偶者特別控除の一部廃止」、今年「老年者控除の廃止」「公的年金控除の縮小」「消費税の免税点引き下げ」、来年以降「定率減税の縮小・廃止」とこれだけあります。厚生年金なども今後増額されることが決まっており、その上、消費税の税率引き上げが示唆されているなかで、まだやるか・・・。

財源確保することばかりが前面に出て、単に国民の不安をあおっているのか、将来の消費税の税率引き上げの布石として項目を列挙しているだけなのか、真意はわかりませんが、「歳出改革」は一帯どうなっているのかをまず国民に示す必要があるのではないのでしょうか。